

# 山梨県公報

第三百八十六号

令和五年

六月十五日

木曜日

## 目次

○山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示 ……三八七

○土地収用事業の認定 ……三八八

○道路の供用開始 ……三八九

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ……三八九

○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除 ……三九一

○賃貸料の収納事務の委託 ……三九一

○換地処分の実施 ……三九一

○公共測量の実施 ……三九二

## 選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 ……三九二

○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 ……三九二

○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 ……三九二

## 教育委員会

○令和六年度山梨県立特別支援学校幼稚園部及び高等部入学者選抜の基本事項 ……三九三

## 告示

### 山梨県告示第百六十五号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成十六年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、一六六円	一三、二〇七円
二十歳以上二十五歳未満	五、六九一円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	六、一九四円	一四、四一〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七四円	一七、〇六七円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八二円	一九、四五七円
四十歳以上四十五歳未満	七、一三九円	二一、二五八円
四十五歳以上五十歳未満	七、二二二円	二二、四四四円
五十歳以上五十五歳未満	七、一〇九円	二四、六二五円
五十五歳以上六十歳未満	六、六九八円	二四、八六三円
六十歳以上六十五歳未満	五、六五一円	二一、二四五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九八〇円	一五、八二七円
七十歳以上	三、九八〇円	一三、二〇七円

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。  
(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

令和五年六月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 起業者の名称 峡北広域行政事務組合

二 事業の種類 峡北広域行政事務組合韮崎消防署須玉分署建設整備事業

三 起業地

1 収用の部分 山梨県北杜市須玉町若神子字堰下西地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

峡北広域行政事務組合韮崎消防署須玉分署建設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項の規定により設けられた一部事務組合である峡北広域行政事務組合（以下「起業者」という。）が、韮崎消防署須玉分署庁舎（以下「本件施設」という。）を整備する事業であることから、法第三十一条に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、令和三年七月に「峡北消防本部消防署所適正配置計画」（以下「配置計画」という。）において本件施設の整備についてその具体的な方針を定めてい

る。  
また、起業者は、本件事業に要する経費について、令和五年度以降、予算措置を講ずることを確約していることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。  
したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、山梨県北西部の三市により構成され、地域の消防事業の役割を担っている。しかし、起業者の現庁舎は昭和四十六年三月に完成以降、施設の老朽化が著しく、令和元年度の耐震診断において、震度六以上の地震で倒壊又は崩壊する危険性があると診断され早期の改善と更新が必要な状況にある。

さらに、須玉分署は、基幹消防署である韮崎消防署と北杜消防署の中間に位置し、活動範囲も広いことから、国道に面し、中央自動車道須玉インターチェンジに近い場所に移転することで、消防サービスに隔たりを生じさせず、平準化を図り消防業務を効率的に実施されることにも期待される。  
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、既に発掘調査が完了しており、建築工事に当たっては、文化財保護法の規定による手続等の措置を講じることとしている。  
したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、取得可能な面積、消防各署所の配置状況、周辺における支障施設の有無、幹線道路との接道状況など、社会的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最

も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

起業者は、「配置計画」において、令和五年度の建設及び移転を予定している。また、3(一)で述べたように、起業者の現庁舎は、施設の老朽化等から耐震診断において震度六以上の地震で倒壊又は崩壊する危険性があると診断されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、近年建設した消防署の規模等、類似する他の事例を参考に面積を算出していること等から、必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 北杜市役所 消防防災課

山梨県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和五年七月六日まで一般の縦覧に供する。

令和五年六月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
-------	-----	----	--------------	-------------

県道	市川三郷富 土川線	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目 字沢ノ戸九番四地先から 南巨摩郡富士川町駅前通二丁目 字沢ノ戸四〇三九番二地先まで	五七・七 月十五日	令和五年六 月十五日
----	--------------	---	--------------	---------------

山梨県告示第百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
南アルプス市	山寺川	土石流	次の図のとおり（図面省略）	新規	
同	坂額沢1-2	同	同	同	
同	坂額沢1-3	同	同	同	
同	御手洗川1-3	同	同	同	
同	御手洗川1-4	同	同	同	
同	入増川1-2	同	同	同	
同	高尾沢	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
北新居2	北新居1	南条	西畑	東原	宮本Ⅲ	横沢2	横沢1	清水	傳嗣院原	牧野	あやめが丘5	あやめが丘4	あやめが丘3	東向	小僧田
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	崩壊 急傾斜の
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	同	同	同	同	同	南アルプス市	市町村名
あやめが丘5	あやめが丘4	あやめが丘3	東向	小僧田	高尾沢	御手洗川1-4	御手洗川1-3	山寺川	土砂災害特別警戒区域の名称
同	同	同	同	崩壊 急傾斜の	同	同	同	土石流	自然現象の種類
同	同	同	同	同	同	同	同	次図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項
同	同	同	同	同	同	同	同	新規	指定事項
									指定告示

同	同	同
湯本	大越	防久保
同	同	同
同	同	同
同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
湯本	大越	防久保	北新居2	北新居1	南条	西畑	東原	宮本Ⅲ	横沢2	横沢1	清水	傳嗣院原	牧野	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

**山梨県告示第百六十九号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
南アルプス市	塩沢川	土石流	次の図のとおり（図面省略）	全部	平成二十二年山梨県告示第九十四号
同	桐の木沢	同	同	全部	平成二十二年山梨県告示第九十四号
甲斐市	前屋1	急傾斜地の崩壊	同	一部	平成二十九年山梨県告示第七十四号
同	前屋1・2	同	同	一部	平成二十九年山梨県告示第七十四号

**公 告**

● 賃貸料の収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり賃貸料の収納事務を委託した。  
 令和五年六月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 委託の相手方 東京都武蔵野市吉祥寺北町四丁目六番九号 株式会社アンビション  
 アクト

二 委託に係る賃貸料 レンタル自転車利用料

三 委託の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
県管中山間地域総合整備事業（大月北部地区駒宮一工区）の換地処分を令和五年六月五  
日実施した。

令和五年六月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により忍野村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、  
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 忍野村全域
- 三 測量の期間 令和五年七月一日から令和六年三月三十一日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項  
の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり  
である。

令和五年六月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

一三、六三三

山梨県選挙管理委員会告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及  
び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法  
律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の  
三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超え  
る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た  
数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じ

て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合  
算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年六月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

一八〇、二七二

山梨県選挙管理委員会告示第四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会  
議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を  
超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四  
十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に  
あってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて  
得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであ  
る。

令和五年六月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

選挙区名 三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡 一三、八九六

中巨摩郡 五、四八四

南都留郡 一一、九一〇

甲府市 五一、四〇二

富士吉田市 一三、三九一

都留市・西桂町 九、四二七

山梨市 九、五二四

大月市 六、六〇五

韮崎市 八、〇四二

南アルプス市 一九、七五八

北杜市 一三、二九四

甲斐市 二〇、九六六

笛吹市 一八、九五六

上野原市・北都留郡 六、七九二

甲州市 八、六二七

中央市

八、一四二

## 教育委員会

◎ 令和六年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について  
令和六年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

令和五年六月十五日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

1 募集定員  
各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

2 出願資格  
保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

学校名	募集区分		要件
盲学校	幼稚部		(1)幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第22条の3に規定する視覚障害者で、令和6年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者
	高等部	本科普通科 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	(2)高等部本科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 ② 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和6年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者  (3)高等部専攻科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 盲学校高等部本科、高等学校、これに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ろう学校	幼稚部		(1)幼稚部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、令和6年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者
	高等部	本科普通科	(2)高等部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者



学校名	募集区分		要件
甲府支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
あけぼの支援学校	高等部	本科普通科	
わかば支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
かえで支援学校	高等部	本科普通科	
やまびこ支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校	高等部	本科普通科	
高等支援学校桃花台学園	高等部	本科産業技術科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1) 次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3) 基本的な生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

## 3 出願、入学検査及び選抜方法

## (1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

## ① 出願

## ア 出願の制限

(ア) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。

(イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和5年12月28日（木）までに受けること。

## イ 出願期間

令和6年1月18日(木)（一括受付）、1月19日(金)の午前9時から午後4時まで及び1月22日(月)の午前9時から正午まで

## ウ 出願書類

(ア) 入学願書

(イ) 志願理由書

(ウ) 確約書

(エ) 調査書

(オ) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和5年12月以降発行のもの

(カ) 健康診断票

医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、令和5年12月以降に受診したもの

(キ) 山梨県総合教育センター相談支援センターが令和5年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を令和6年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。）

## ② 入学検査

## ア 期日

令和6年2月1日（木）

## イ 会場

桃花台学園

## ウ 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査及び面接

## ③ 追検査

## ア 対象者

新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

## イ 期日

令和6年2月5日（月）

## ウ 会場

桃花台学園

## エ 追検査の内容

「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

## ④ 選抜方法

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

## (2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校（以下「盲学校等」という。）

## ① 出願

## ア 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

## イ 出願期間

令和6年2月13日(火)から16日(金)の午前9時から午後4時まで及び2月19日(月)の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

(ア) 全校共通

a 入学願書

b 調査書（幼稚部を除く。）

c 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和6年1月以降発行のもの

d 健康診断票又は指定様式の診断書

医療機関が発行したもの（志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。ただし、病弱者については県教育委員会が指定する様式による。）で、令和6年1月以降に受診したもの（志願先特別支援学校の中学部を令和6年3月卒業見込みの者は除く。）

あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター発行のものとする。

(イ) 学校ごとに必要な書類（志願先特別支援学校の中学部を令和6年3月卒業見込みの者は除く。）

学校名	学校ごとに必要な書類
盲学校	(視覚障害者) 令和6年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる。)
ろう学校	(聴覚障害者) 令和6年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる。)
甲府支援学校	(肢体不自由者) 令和6年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (病弱者) 令和6年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による。)
あけぼの支援学校	(肢体不自由者) 令和6年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票（あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者） (病弱者) 令和6年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による。)
わかば支援学校	(知的障害者) 山梨県総合教育センター相談支援センターが令和5年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。)
かえで支援学校	
やまびこ支援学校	(肢体不自由者) 令和6年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (病弱者) 令和6年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による。)
ふじざくら支援学校	(知的障害者) 山梨県総合教育センター相談支援センターが令和5年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。)

- エ 出願上の留意事項  
 志願者は、令和5年12月28日（木）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学部を令和6年3月卒業見込みの者は除く。）

② 入学検査

- ア 期日  
 令和6年3月5日（火）
- イ 会場  
 各志願先特別支援学校
- ウ 入学検査の内容

学校名	募集区分		検査内容
盲学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
		本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	・学力検査 ・面接 ・機能検査
ろう学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
甲府支援学校	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接 ・生活動作検査
あけぼの支援学校			
わかば支援学校			
やまびこ支援学校			
ふじざくら支援学校			
かえで支援学校			

※ 盲学校高等部本科保健医療科、専攻科保健医療科及び専攻科理療科以外の募集区分においては、志願者の障害及び健康状態に応じて検査内容を変更又は一部免除することがある。

③ 追検査

- ア 対象者  
 盲学校高等部本科保健医療科、専攻科保健医療科及び専攻科理療科における入学者選抜の入学検査志願者のうち、新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者
- イ 期日  
 令和6年3月9日（土）
- ウ 会場  
 盲学校
- エ 追検査の内容  
 「3（2）②ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

4 入学許可予定者の発表

(1) 桃花台学園

令和6年2月9日（金）

なお、桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

## (2) 盲学校等

令和6年3月12日(火)

## 5 再募集

盲学校幼稚部・高等部(本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科)、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部並びに桃花台学園において、再募集を実施する。

なお、盲学校幼稚部・高等部専攻科(保健理療科、理療科)、ろう学校幼稚部及び桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り実施する。

## (1) 盲学校幼稚部・高等部(本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科)、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部

## ① 出願資格

ア 盲学校幼稚部・高等部専攻科(保健理療科、理療科)及びろう学校幼稚部

「2 出願資格」による。

イ 高等部(盲学校専攻科を除く。)

(ア) 「2 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別(やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校においては、肢体不自由及び病弱)の単一障害者

(イ) 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

## ② 出願の制限(高等部)

公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

## ③ 出願期間

令和6年3月13日(水)の午前9時から午後4時まで及び3月14日(木)の午前9時から正午まで

## ④ 入学検査の内容

志願先特別支援学校長が別途定める。

## ⑤ 検査期日

令和6年3月15日(金)

## ⑥ 入学許可予定者の発表

令和6年3月19日(火)

## ⑦ 出願上の留意事項

志願者は、令和5年12月28日(木)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。(志願先特別支援学校の中学部を令和6年3月卒業見込みの者は除く。)

## (2) 桃花台学園

## ① 出願資格

ア 「2 出願資格」による。

イ 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

## ② 出願の制限

ア 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。

イ 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和5年12月28日(木)までに受けること。

## ③ 出願期間

令和6年3月13日(水)の午前9時から午後4時まで及び3月14日(木)の午前9時から正午まで

## ④ 入学検査の内容

桃花台学園校長が別途定める。

## ⑤ 検査期日

令和6年3月15日(金)

## ⑥ 入学許可予定者の発表

令和6年3月19日(火)

6 実施要項

詳細については、別に定める「令和6年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「令和6年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「令和6年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。

7 新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程の運用

新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程の運用については、「6 実施要項」において定める。